

山梨県公報

号外第二十六号

平成二十七年

四月一日

水曜日

目次

告示

- 道路の路線廃止……………一
- 道路の路線認定……………一
- 道路の路線変更……………一
- 道路の区域決定(二件)……………一
- 道路の区域変更(九件)……………二
- 道路の供用開始(四件)……………四

告示

山梨県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後藤 斎

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
9	甲斐芦安線	甲斐市竜王新町	南アルプス市芦安芦倉	
1				

山梨県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、中北建設事務所(峡北支

所を除く。)及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後藤 斎

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
216	甲斐早川線	甲斐市竜王新町	南巨摩郡早川町奈良田	

山梨県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後藤 斎

整理番号	旧新の別	路線名	起点	終点	重要な経過地
8	旧	市川大門 停車場線	西八代郡市川三郷町市川大門	西八代郡市川三郷町市川大門	
3	新	市川大門 停車場線	西八代郡市川三郷町市川大門	西八代郡市川三郷町市川大門	

山梨県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐早川線
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲斐市竜王新町字新堰端二二六一番の地先から 南巨摩郡早川町奈良田字鯉水一〇五 三番の二四七地先まで		四・〇 六九・〇	二一、〇八八・〇	

山梨県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川大門停車場線
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
西八代郡市川三郷町市川大門字野中 四八三番の地先から 西八代郡市川三郷町市川大門字宿尻 一三八五番の四地先まで		六・五 四五・四	三九六・二	

山梨県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線

山梨県知事 後 藤 斎

- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
		旧	新	
甲府市国母七丁目一〇〇番の地先から 甲府市国母七丁目一〇一三番の二地先まで		二一・三	二一・三	九八・九
		五四・七	五四・七	
甲府市国母七丁目一〇〇番の地先から 甲府市国母五丁目一八八六番の二地先まで		一九・〇	一九・〇	一一二・一
		五一・四	五一・四	
甲府市国母七丁目一〇〇番の地先から 甲府市国母七丁目一〇一三番の二地先まで		二一・三	二一・三	九八・九
		五四・七	五四・七	

山梨県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 敷島竜王線
- 三 道路の区域

山梨県知事 後 藤 斎

区	間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
		旧	新	
甲斐市境字横田二七三番の八地先から 甲斐市島上条字大塚一七四五番の地先まで		五・六	五・六	四五〇・八
		四〇・一	四〇・一	
		一六・三	一六・三	四九七・〇
		二八・三	二八・三	
		一六・三	一六・三	四九七・〇
		二〇・九	二〇・九	

山梨県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柳平塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市牧丘町袖口字山本一三九六番の七地 先から 山梨市牧丘町千野々宮字大石窪五番の一地 先まで	一・一〇〇	一三・〇〇	二四・二七	一・二四・一
	二〇・五	二七・九	二四・二七	一・二四・一

山梨県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
中巨摩郡昭和町築地新居字新居前二二三五番の一地先から 中央市布施字村北二一番の三地先まで	六・五〇	四・九〇	二四・二七	一・五五・五
	二四・二七	七〇・〇	二四・二七	一・五五・五

山梨県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町上之平字白子三九八番の一地先から 南巨摩郡身延町下山字川除下富士川右岸堤防敷地先まで	八・八〇	六・七〇	一三・七五	一・八六〇
	六一・七	一三七・五	一三・七五	一・五六四

山梨県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四番の一地先から 北都留郡小菅村字井戸入一七五二番の一地先まで	五・九〇	五・九〇	一〇・四六	一・四・五五三
	一〇・四六	一〇・四六	一〇・四六	三・八〇七

北都留郡小菅村字大白沢九四五番の一地先 まで		
大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四番 の一地先から 北都留郡小菅村字井戸入一七五二番の一地 先まで	九・六〃 一〇四・〇	三、八〇七・

山梨県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町上之平字白子三九八番の一地先から 南巨摩郡身延町波高島字前嶋富士川左岸堤防敷地先まで	八・八〃 五二・三	六・七〃 一一一・八	〇、二一九・	一、二七一・

山梨県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷富士川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡市川三郷町市川大門字宿尻一三七五番の一地先から 南巨摩郡富士川町駅前通一丁目字前田五七六番の一地先まで	五・一〃 一〇七・八	六・二〃 七一・四	二、四、〇二一・	四、二四五・

山梨県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡市川三郷町市川大門字宿尻一三七五番の一地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字下居村八九〇番の一地先まで	五・一〃 一〇七・八	五・八〃 二〇・三	三、六一九・	六二六・二
西八代郡市川三郷町市川大門字宿尻一三七五番の一地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字下居村八九〇番の一地先まで	五・一〃 一二九・二		四、六四七・	

山梨県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川大門停車場線	西八代郡市川三郷町市川大門字野中四八三番の一地先から西八代郡市川三郷町市川大門字宿尻一三八五番の四地先まで	三九六・二	平成二十七年四月一日	

山梨県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川三郷身延線	南巨摩郡身延町波高島字宮沢八九九番の四地先から南巨摩郡身延町波高島字前嶋富士川左岸堤防敷地先まで	三八九・〇	平成二十七年四月一日	

山梨県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲斐早川線	甲斐市竜王新町字新堰端二二六一三、四〇四	一三、四〇四	平成二十七年四月一日	

一 番の 一 地 先 から 南 ア ル プ ス 市 芦 安 倉 字 中 山 五 一 四 番 の 一 地 先 まで	・〇	年 四 月 一 日
--	----	-----------------------

山梨県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川三郷富士川線	西八代郡市川三郷町下大鳥居字中河原七九一番の一地先から西八代郡市川三郷町黒沢字西田四六六番の一地先まで	一、七九七・五	平成二十七年四月一日	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番